

九州ルーテル学院大学奨学生規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本学奨学金制度を「九州ルーテル学院大学奨学生」（以下「奨学生」という。）と称する。

2 本学に修学する学生の授業料等を給付し、もって充実した学生生活を支援するために、奨学金制度を設ける。

(奨学金)

第2条 奨学金は、無償給付とする。

(奨学生)

第3条 本学の奨学生となる者は、本学に在学する2～4年次生（ただし、科目等履修生・研究生等・奨学金大学給付型選抜生及び一般選抜（Ⅰ期）生のうち全額給付学生・外国人留学生・長期履修学生を除く。）とする。

2 奨学生は、学業・人物・学生生活が特に優秀であり、かつ、他の学生の模範となる者とする。

3 奨学生は、第5条の給付額により、第1号、第2号及び第3号の奨学生に区分する。

(奨学生の選考基準)

第4条 奨学生の選考基準は、別途「推薦選考基準内規」を定める。

(奨学金の給付)

第5条 毎年度予算をもって定める金額の範囲で、当該年度の学費（授業料）の一部に相当する奨学金を給付する。奨学金の金額は、次のとおりとする。

(1) 第1号奨学生は、当該年度の授業料の全額

(2) 第2号奨学生は、当該年度の授業料の半額

(3) 第3号奨学生は、当該年度の授業料の一部（10万円）

ただし、奨学金大学給付型選抜生のうち半額給付及び一般選抜（Ⅰ期）において半額給付となった学生が、第2号及び第3号奨学生に該当した場合、給付しない。

(奨学生の人数)

第6条 奨学生の人数は、次のとおりとする。

(1) 第1号奨学生は、一学年1人以内

(2) 第2号奨学生は、一学年2人程度

(3) 第3号奨学生は、一学年6人程度

第2章 奨学生の決定及び奨学金の交付

(奨学生願書及び奨学生推薦調書の提出)

第7条 奨学生志願者は、申請書類に必要事項を記入し、九州ルーテル学院大学長（以下「学長」という。）に申請する。

(奨学生の決定)

第8条 奨学生の決定は、九州ルーテル学院大学学生支援委員会（以下「委員会」という。）が選考を行い、教授会の議を経て学長が決定する。

(奨学生の給付期間)

第9条 奨学金の給付期間は、次のとおりとする。

- (1) 1年間を単位とする。ただし、第11条に該当する場合は、途中期間をもって停止することができる。
- (2) 通算3年間を限度とする。

(奨学金の交付)

第10条 給付する奨学金は、当該年度の前期と後期に分けて交付する。

(奨学金の停止)

第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、委員会はその事実の確認を行い、教授会の議を経て学長が奨学金の交付を停止することができる。

- (1) 学籍を失ったとき。
- (2) 休学したとき。
- (3) 懲戒の対象に該当するとき。
- (4) 傷病などのために修学の見込みがないとき。
- (5) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
- (6) 奨学生願書に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことが判明したとき。

(奨学生の辞退)

第12条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3章 補則

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行い、理事会に報告するものとする。

(実施細目)

第14条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成10年9月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年10月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年9月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年2月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年9月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2020（令和2）年4月1日から施行し、2020（令和2）年度入学者から適用する。
〈議決 No. 19-36〉

附 則

この規程は、2021（令和3）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023（令和5）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2026（令和8）年4月1日から施行する。